

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]指導等の在り方編（抜粋）
（平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）

2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価

（4）学校としての取組の点検・評価

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められる。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要である。

ア：教職員の点検・評価

点検・評価の実施に当たっては、教職員自身によるアンケート等を行い、その結果を分析していくこと等も考えられる。

また、日常的な授業改善の取組として、教職員相互の授業評価を積極的に行うことも大切である。

イ：児童生徒による評価

点検・評価の取組の一環として、児童生徒の発達段階等にも考慮しつつ、学校の取組に対する児童生徒の評価をアンケート等により調査し、その調査結果を学校としての評価に反映させていくことも考えられる。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握するうえで有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫改善に生かすためにも、不可欠な取組となる。さらに、学習の節目ごとに児童生徒自信による評価を行い、その全体的な結果を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能となる。

ウ：保護者等による評価

学校における毎年度の評価等の実施に当たり、保護者による評価を取り入れることも重要となる。保護者等による評価を行う場合には、アンケート調査等の結果を公表することが求められる。また、調査結果を基に学校評議員等の意見を求めたり、PTAの会合等において意見交換を行うことも考えられる。

このほか、例えば授業参観後の保護者との懇談会のように、学校・学年・学級における取組を公開し、活動状況の説明を行うとともに、これらに対する保護者等の意見や感想を聞く機会を、学校として積極的に設けていくことも大切である。

【参考】点検・評価の視点

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗状況（年度ごとの新しい(特色ある)取組、その他の取組）
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保

- 学校全体としての組織体制（管理職－人権教育担当者－研究部－学年の有機的な連携）
- 家庭・地域との連携の状況(家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制)、など